

むつ市情報システム機器及びサービス調達に係るコンソーシアム取扱要綱

令和 6年 6月27日

むつ市告示第173号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する情報システム機器及びサービスの調達に係るコンソーシアムの取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンソーシアム 業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織をいう。
- (2) 情報システム機器 パソコン、周辺機器、通信ネットワーク、ソフトウェア等を使用して様々な業務上の処理を行うものをいう。
- (3) サービス 情報システム機器の保守及び管理、システムの構築その他の役務の提供をいう。

(対象業務)

第3条 コンソーシアムに発注する情報システム機器及びサービス（以下「対象業務」という。）は、市内の業者では実施が困難であると認められる業務であって、コンソーシアムによる共同実施により円滑かつ効果的な実施が見込まれるものとする。

2 前項の規定によりコンソーシアムによる実施の必要があると認められる業務であっても、市内に本店又は支店、営業所等を有し、単体で実施できる業者がいると認められるときは、単体企業とコンソーシアムとの混合による入札とすることができる。

(対象業務の指定)

第4条 対象業務の指定は、むつ市請負工事等業者指名審査会（むつ市請負工事等業者指名審査会規程（昭和54年むつ市訓令甲第8号）第1条に規定するむつ市請負工事等業者指名審査会をいう。以下「指名審査会」という。）において行う。

(対象業務の公告)

第5条 コンソーシアムに発注する対象業務については、必要な事項を公告し、当

該業務の受注を希望するコンソーシアムの申請を受け付けるものとする。

(コンソーシアムの基本的要件)

第6条 コンソーシアムの基本的要件は、次に定めるとおりとする。

- (1) コンソーシアムの構成員（以下「構成員」という。）は、むつ市指名競争入札参加者の資格に関する規則（昭和54年むつ市規則第9号。以下「規則」という。）第5条第1項に規定する指名競争入札に参加する者の資格を有すると認定された者（以下「有資格者」という。）であること。
- (2) 構成員には、市内に本店又は支店、営業所等を有する事業者が1者以上あること。
- (3) 構成員は、同じ入札の2つ以上の構成員になることはできない。
- (4) 構成員は、同じ入札に単独の団体として参加することはできない。

(コンソーシアムの資格審査及び認定)

第7条 コンソーシアムの資格審査及び認定は、公募により必要な申請書類を提出させ、その適格性について指名審査会の資格審査を行い、有資格者と認定した場合は、規則第6条に規定する有資格者名簿に登録するものとする。

(コンソーシアムの結成方法)

第8条 コンソーシアムを結成しようとする者は、原則として自主的に結成するものとし、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) コンソーシアム構成員表（様式第1号）
- (2) 構成員全員が締結した協定書の写し
- (3) 委任状（様式第2号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、コンソーシアムの取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。